

第116号議案

新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月2日提出

新宮町長 桐島光昭

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1 施設の名称 | 新宮町東部地区観光交流拠点施設 |
| 2 指定管理者 | |
| (1) 所在地 | 新宮町大字立花口767番地11 |
| (2) 名称及び代表者 | 株式会社GOLAND
代表取締役 川野 裕一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

理由

新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新宮町条例第11号）第6条第1項の規定に基づき、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものである。

新宮町東部観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

1 選定組織

新宮町指定管理者選定検討委員会

委員長 財間副町長

委 員 高木政策経営課長、森総務課長、安河内地域協働課長、森産業振興課長、稻光都市整備課長

2 委員会の開催経過

日程	内容
令和 7 年 8 月 5 日（火）	第 1 回指定管理者選定検討委員会 (公募・特例の別、指定期間、選定スケジュール、募集要項及び仕様書の検討)
令和 7 年 10 月 17 日（金）	第 1 次審査（資格審査及び書類審査）実施
令和 7 年 10 月 24 日（金）	第 2 次審査（プレゼンテーション）実施
令和 7 年 11 月 6 日（木）	第 2 回指定管理者選定検討委員会 (指定管理候補者の決定)

3 指定管理候補者

株式会社 G O L A N D

（代表者） 代表取締役 川野 裕一郎

（主たる事務所の所在地） 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口 767 番地 11

4 選定理由

立花口区の古民家を活用した新宮町東部地区の交流拠点であり令和 3 年 10 月 1 日に通称「こみんかみかん」として立花山のふもとにオープン。観光や物産の情報を発信していくこと及び観光を通じた地域住民と来訪者との交流を創出することを目的として、観光案内、飲食物及び物産等の販売を行い、また休憩場所として活用されている。立花山は登山者に人気の山で、通年多くの登山者が訪れる一方、「こみんかみかん」が立花山の登山・下山ルート上から少し離れた位置にあることから、「こみんかみかん」の認知度及び魅力向上が課題である。

今後は「観光を通じた地域住民と来訪者との交流創出」を目指し、イベン

トや展示会の開催など施設を有効活用し、来訪者の増加を目指すとともに、観光案内、飲食物提供及び地域産物等の販売を通して地域住民との交流の場として充実を図る。

今般、現指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、新たに指定候補者を選定するに当たり、上記目標を含め提案を広く募集し、応募者から提出された事業計画書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、一番評価の高かった者を指定管理候補者として決定した。